

一般財団法人茨城県教育センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人茨城県教育センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育に関する研究・研修・調査活動の支援に関する事業を行い、本県教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究・研修・調査活動のための施設（教育プラザいばらき）の貸与事業
- (2) 学校の管理運営に関する研究・研修・調査活動の支援事業
- (3) 教職員の研究・研修・調査活動の支援事業
- (4) 児童生徒の学習のための支援事業
- (5) 教育振興のための広報事業
- (6) 連繋をはかる教育団体への助成事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、教育プラザいばらきを拠点として茨城県で行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員 10名以上 20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員にはその職務を行うための費用を弁償することができる。
- 3 前項に關し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員の中から議長の指名する 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- (役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 挿欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事長及び副理事長に対しては、評議員会において別に定める報酬等規程に従って支給することができる。

- 2 理事及び監事にはその職務を行うための費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第 27 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条で準用する同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 35 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長および職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は鈴木一司、副理事長は佐藤和夫及び砂川洋一とする。
- 4 この定款は、令和5年4月1日から施行する。
この定款は、令和6年7月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	水戸市大場町931番地の1 2,029.00 m ²
	水戸市大場町933番地の1 1,599.11 m ²
建物	水戸市大場町933番地の1 1,256.97 m ² 2階建 鉄筋コンクリート 亜鉛鋼板葺

一般財団法人 茨城県教育センター一定款関連規程

○ 報酬等規程

(趣旨)

第1条 定款第26条第3項の規定により理事長及び副理事長の報酬等については、本規程の定めるところによる。

(報酬等)

第2条 報酬については、月額にして理事長に100,000円を、副理事長に80,000円を支給し、交通費補助については、学校長会・教育研究会を代表する理事2名に年額にして各30,000円を支給する。

(補則)

第3条 評議員会が特別の事情があると認めたときは前各条の規定にかかわらず、別に報酬等を支給することができる。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

○ 費用弁償規程

(趣旨)

第1条 定款第12条第3項及び第26条第3項の規定により評議員及び役員（以下評議員等といふ）が用務のために要する費用は本規程の定めるところによる。

(交通費及び日当)

第2条 交通費は、評議員等の勤務地または自宅住所地より当教育プラザまで、自家用車または公共交通機関を利用したものとして、別表「交通費計算書」により算出した金額を支給する。

2 日当として1日（最小単位）あたり評議員には1,000円、理事長及び副理事長を除く役員には3,000円を支給する。

(宿泊料)

第3条 評議員等が用務で旅行する場合は、前条の規定のほか用務地での必要と認められる宿泊料を実費額により支給する。

(補則)

第4条 理事長が特別の事情があると認めたときは前各条の規定にかかわらず、別に費用弁償することができる。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月 1日から施行する。

この規定は、平成30年5月31日から施行する。

この規定は、令和6年7月 1日から施行する。

○ 職務権限規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人茨城県教育センター（以下「センター」という。）定款第22条第2項に基づき、センターにおける役員及び事務局長が遂行する基本職務及び職務権限を定め、その責任の明確化及び業務処理の円滑化を図ることを目的とする。

(理事長)

第2条 理事長は、定款に基づきセンターを代表し、業務を総括管理する。

2 理事長の職務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること
- (2) 予算の原案を作成すること
- (3) 期末決算に関すること
- (4) 理事会、その他重要な会議に関すること
- (5) 定款、規程等の制定、改廃に関すること
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること
- (7) 組織及び権限の委任に関すること
- (8) 人事制度、給与制度に関すること
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関すること
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関すること
- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること
- (12) 職員の研修に関すること
- (13) 職員の福利厚生に関すること
- (14) 役員及び職員の出張に関すること
- (15) 重要な契約の締結に関すること
- (16) 重要な資産の取得、賃貸借及び処分に関すること
- (17) 重要な業務の委託又は受託に関すること
- (18) 取引金融機関の決定又は変更に関すること
- (19) 事業資金の借入又は償還に関すること
- (20) 情報公開に関すること
- (21) 訴訟行為・損害賠償等に関すること
- (22) 勤務条件に関すること
- (23) 登記に関すること
- (24) 寄附金の受入に関すること
- (25) その他法人の重要な事項に関すること

(副理事長)

第3条 副理事長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 理事長が委嘱した事項については、理事長の決裁事項を代理決裁する。

(事務局長)

第4条 事務局長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 専任職員の勤務と服務に関すること
- (2) 事務局業務の分掌に関すること
- (3) 公印の保管に関すること
- (4) 事務局備品及び備付表簿の保管管理に関すること
- (5) 専任職員の出張命令、復命受理、休暇の承認に関すること
- (6) 業務執行に必要な連絡調整に関すること
- (7) 理事長の指示による対外折衝に関すること
- (8) 会議の議案検討及び整備に関すること
- (9) 寄附金受入業務処理に関すること。ただし、受入額については、理事長及び茨城県教育研究会長の承認を経て決定すること
- (10) 寄附金の執行に関すること ただし、1件当たりの金額が300万円以上の場合は、理事長の承認を経て執行し、結果については理事会に報告すること
- (11) 情報収集に関すること
- (12) 関係団体に関すること
- (13) その他前各号に準ずる事項に関すること

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、職務権限に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月30日）

この規程は、平成24年10月30日から施行する。